

平成22年4月

各位

リフォーム瑕疵保険の認可取得について

ハウスプラス住宅保証株式会社

この度当社は、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号の規定により引き受ける保険契約として、リフォーム工事を実施する場合に工事を請け負った事業者様が加入できるリフォーム瑕疵保険（正式名称「リフォーム工事瑕疵担保責任任意保険」）について、国土交通大臣より認可を取得しました。

この保険は、既存の住宅でリフォーム工事を請け負い、施工した事業者様がリフォーム工事部分について瑕疵担保責任を履行した場合に、その損害をてん補するものです。

被保険者が倒産等により瑕疵担保責任を履行できない場合には、保険対象事故の損害について、工事発注者（消費者）から当社に直接保険金を請求することができます。

現在パンフレット等資料の準備中ですので、詳細は後日公表いたしますが、概要につきましては下記をご参照いただけますようお願い致します。

記

1. 保険契約者・被保険者

リフォーム工事を実施する事業者様（ご契約の前に事業者登録が必要です。）

2. 保険の対象

被保険者が発注者と工事請負契約を締結した改修工事を行った部分

3. 対象となる住宅

既存住宅

4. 保険期間

保険対象となる部分および保険支払い事由によって異なります。

構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと：5年間

雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと：5年間

上記と以外の部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと：1年間

5. お支払限度額

最大1,000万円（工事請負金額によって異なります。）

6. ご契約にあたり検査が必要となります。（工事内容により1～2回）

以上